

# 業務指示書

## スリランカ国バンダラナイケ国際空港改善事業に係る補足調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2014年7月23日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 小菅 恵理子 Kosuge.Eriko@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年7月28日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

( ) 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

( ) 構成員になれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

**【業務主任(総括)について】**

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

(○) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

**【その他の業務従事者について】**

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：空港計画・空港設備/機材・空港運営事業に係る各種調査

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括/空港計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：空港計画・設備/機材・運営に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：スリランカ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 空港設備/機材】

- 1) 類似業務の経験：空港設備/機材に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：スリランカ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年8月1日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(LKR1 = 0.780 円, US\$1 = 103.41 円, EUR1 = 138.49 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/空港計画  
空港設備・機材

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

3.10 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年8月12日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

#### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

#### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

#### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

##### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

##### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。
- ( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表  
スリランカ国バンダラナイケ国際空港改善事業に係る補足調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／空港計画	(40.00)	( )
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	( - )	( )
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	( )	( )
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 空港設備／機材	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	

## 1. プロジェクトの背景

島国であるスリランカにとって、航空交通は国外への人的アクセス及びモノの円滑な移動の観点から経済成長にとって重要な役割を担っている。2009年の紛争終結後、スリランカは年平均7~8%程度の高い経済成長率を維持しており、経済成長に伴い、旅客需要が急伸しており、バンダラナイケ国際空港(BIA)の旅客数はターミナル取扱容量(600万人/年)を超過する708万人(2012年時点)に達している。このような旅客利用者数の急速なる増加により、空港施設の旅客取扱能力は限界を超えつつあり、BIAは、現状ピーク時にチェックインカウンター、手荷物受取場の取扱容量が不足するなど旅客サービスの低下が顕在化している。以上のように旅客需要増への対応並びに更なる利便性に対処するため、空港の整備や拡張は迅速に対応すべき課題となっている。

2011年度に供与された円借款「バンダラナイケ国際空港改善事業フェーズ2」(以下、「フェーズ2事業」という。)では、現状の年間旅客数600万人対応に加えて、旅客取扱量600万人を追加し合計1200万人対応可能とすべく(1)旅客ターミナルビルの増設、(2)高架アクセス道路等の整備等を実施予定であり、現在コンサルタントによる詳細設計作業が行われている。しかし、紛争終結等を理由とした近年の急速な旅客需要増加により、当初の需要予測を上回る規模で2020年には旅客需要が1450万人に達する見込みである。その結果、上述の既存プロジェクトで見込んでいた600万人の追加旅客取扱量では、早晩十分な対応ができなくなることが懸念されている。そこで、スリランカの空港管理・開発を担う公営企業であるスリランカ空港公社(Airport & Aviation Services Limited: AASL)は、更に300万人を追加した合計1500万人に対応できる空港施設の拡張を決定した。これを踏まえ、フェーズ2事業の後継案件(以下、本事業という。)を含めた全体拡張計画を念頭に、フェーズ2事業のコンサルティングサービスにおいて、本事業も含めた拡張計画について詳細設計を実施中である。

本調査は、フェーズ2事業で作成中の詳細設計の結果を前提に、円借款候補案件として、本事業の妥当性検討等に係る補足情報収集のため実施する。また、将来のAASLの運営計画について民間活力の導入も視野に入れた提言を行うことも目的とする。

## 2. 本事業の概要

### (1) 事業名

バンダラナイケ国際空港改善事業

### (2) 事業目的

本事業は今後増加する見込みの旅客取扱量に対応しかつ利用者の利便性向上を目的として、バンダラナイケ国際空港の拡張を実施するものである。

### (3) 要請概要

- ① 第三ピアの設置
- ② 駐機場及び誘導路の整備
- ③ 付帯設備・施設等（電源設備、給水施設、下水処理施設、廃棄物処理施設等）の整備

### (4) 対象地域

西部州ガンパハ県カトナヤケ（コロンボ北方約 30km）

### (5) 関係官庁・機関

スリランカ空港公社

Airport and Aviation Services (Sri Lanka) Limited (AASL)

### (6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

- ・コロンボ国際空港整備事業（円借款：102.00 億、1983 年）
- ・コロンボ国際空港改善事業（円借款：123.84 億、1999 年）
- ・バンダラナイケ国際空港改善事業フェーズ 2（円借款：289.69 億、2012 年）

## 3. 業務の目的

本事業に係る詳細設計 (D/D) を、2011 年度に供与された円借款「バンダラナイケ国際空港改善事業フェーズ 2」において雇用されたコンサルタントが実施中である。本調査は、同詳細設計の結果を前提としつつ、同詳細設計ではカバーされない「6. 業務の内容」で示す補足的な調査が必要な部分について、本事業の妥当性の確認に必要な情報収集及び分析、提言等を行うことを目的とするものである。

## 4. 業務の範囲

本業務は、AASL から要請のあった本事業について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、機構が円借款案件として審査を実施する為に必要な情報収集・分析等の補足調査を実施することを目的としている。そのため、本調査の結果、事業内容や詳細設計 (D/D) の内容に変更を及ぼすことを企図するものではない。

## 5. 実施方針及び留意事項

### (1) 円借款検討資料としての位置づけ

本調査業務の成果（結果）は、本事業に対する円借款の審査を機構が実施する際、検討資料として用いられることとなる。本調査で取り纏める内容は、円借款事業の検討根拠として取り扱われることとなることから、事業内容に係る情報収集及び分析については、調査の過程で随時十分機構と協議すること。

一方、本調査にて収集した情報等は、機構内でのみ活用することを目的としていること。当該審査の過程において、本調査業務の結果とは一部異なる結論となることのある可能性に留意し、スリランカ側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

## 6. 業務の内容

### (1) 空港計画に係る補足調査について

補足調査の流れについては、以下 1)~5)を想定しており、以下(2)に示す調査項目につき、情報収集・分析及び助言を行うこととする。

- 1) スリランカ政府からの要請関連資料及びフェーズ2事業で実施中の詳細設計等の関連資料の内容を活用しながら見直した上で、JICA南アジア部南アジア第3課、資金協力業務部設計・積算支援室等と協議の上、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。なお、全体調査計画の策定にあたっては、以下(2)に示す調査項目に十分に留意すること。
- 2) 上記の作業を踏まえて、インセプションレポートを作成し、南アジア部第3課に提出する
- 3) 現地調査の冒頭に、インセプションレポートに基づき、スリランカ側実施機関であるAASLに対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、調査項目につき、実施機関に対するヒアリング、現地踏査等を通して、情報収集・分析、助言を行う。
- 4) ドラフト・ファイナルレポートの作成、協議  
上記調査結果をドラフト・ファイナルレポートとして取り纏め、機構に対して説明し、内容を協議・確認する。
- 5) ファイナルレポートの作成  
ドラフト・ファイナルレポートの説明・協議の結果を踏まえ、ファイナルレポート(成果品)を作成する。

### (2) 調査項目

- 1) 全体拡張計画の確認
  - (ア) 円借款事業(フェーズ2事業)において雇用されているコンサルタントが作成中の詳細設計等について情報収集のうえ、全体拡張計画について確認する。
- 2) バンダラナイケ国際空港(BIA)における今後の旅客・貨物取扱需要のレビュー
  - (ア) スリランカ首都空港として、AASLが作成した既存の2030年までの需要予測値(年間・ピーク日・ピーク時)の確認を行う。需要予測の確認に際しては、以下の要素についても考慮すること。
    - ・最新の社会経済指標
    - ・国際機関(ICA0)等が公表する予測値
    - ・スリランカにおける紛争終了後の入国者数の増加要因の分析
    - ・国内他空港との機能分担
    - ・LCC(ローコストキャリア)の動向
  - (イ) AASLが作成した2030年までの需要予測値を基に、空港旅客、従業員、訪問者等により発生する空港アクセス交通量についてもレビューを行う。
- 3) 本邦技術活用条件(STEP)の本事業への適用可能性の確認
  - (ア) 本事業における本邦企業が優位性を有する技術の導入可能性の確認及び具体的な提案を行う。特に、「エコ・エアポート」の概念の導入の可否や、空港運用下における安全性を確保した改修・拡張工事を行うために必要な建設技術の確認を行う。

- (イ) 「円借款・本邦技術活用条件 (STEP) に係る運用ルール」により条件とされる、「原産地ルール：本邦調達比率 30%以上」を満たすために本事業で必要な事項に係る提案を行う。
- 4) 事業実施・運営維持管理機関である AASL の現状の確認
  - (ア) AASL から提供される情報に基づき、AASL の財務分析 (財務体質・収支構造の確認、債務負担能力の分析等) を行う。特に、債務負担能力の分析については、旅客需要の増減や想定されるシナリオごとに将来のキャッシュフロー分析を実施し感度分析も実施する。
  - (イ) 現在の BIA に係る運営・維持管理状況を確認の上、技術的な観点から、運営・維持管理能力の分析を行うとともに、課題の抽出及び改善に必要な施策の提言を行う。
- 5) 事業に係る運用・効果指標の設定及び事業の経済性分析の検証 (FIRR、EIRR)
  - (ア) 本事業の効果を、定量的効果と定性的効果に分類の上、定量的指標 (運用・効果指標) を設定し、プロジェクト完成 (施設供用開始) 2 年後を目途とした目標値を設定する。
  - (イ) 本事業に係る経済的内部収益率 (EIRR) 及び財務的内部収益率 (FIRR) を算出する。
  - (ウ) 運用・効果指標の設定及び経済的・財務的内部収益率の算出については、フェーズ 2 事業で採用された項目を参照する。
- 6) 空港施設の運営に係る提言
  - (ア) 上記 3) で調査した結果も踏まえ、持続的な空港施設運営を実施するために必要な項目の洗い出しと、同項目に係る AASL その他関連機関からの情報収集と、空港の経営及び運営効率化の観点から分析を行う。
  - (イ) 上記の情報収集・分析に基づき、BIA の経営及び運営の効率化に係る具体的な方策についての提言を行う。なお、提言に際しては、AASL の意向も十分に踏まえた上で、現実的な範囲で一部空港関連事業 (テナント、駐車場収入等) の民間委託等、民間活用策の検討も含める。

### (3) 調査実施にあたっての留意事項

本調査の実施にあたっては、フェーズ 2 事業のコンサルタントから十分に情報を収集し、各調査項目における同コンサルタントの見解を十分に踏まえること。

## 7. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は (3) ファイナルレポート及び (4) デジタル画像集とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。尚、報告書の製本、印刷にあたっては、平成 22 年 3 月付「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照のこと。

### (1) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後半月以内

部 数：英文 4 部、(簡易製本)

(2) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：調査開始1ヵ月半以内を目処

部 数：英文4部（簡易製本）

(3) ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果（和文要約を含む）

提出時期：ドラフト・ファイナルレポートに対する機構側コメント提出から半月以内

部 数：英文4部（簡易製本）、要約のみ和文（簡易製本）、CD-R1部（Word、Excel  
のファイル形式にて保存・提出のこと）

(4) デジタル画像集

記載事項：プロジェクト対象サイト等のデジタル画像

提出時期：ファイナルレポートと同時提出

部 数：CD-R1部

## 1. 業務工程

2014年9月上旬より業務を開始し、2014年10月中旬までにドラフト・ファイナルレポート、2014年10月下旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

## 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

### (1) 業務量の目安

合計 約4.7M/M

### (2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

- 1) 総括／空港計画（2号）
- 2) 空港設備・機材（3号）
- 3) 空港運営

なお、業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

## 3. 現地再委託

本件業務については、現地再委託によることを予定していない。

## 4. 配布／貸与資料及び閲覧資料

関連資料：下記①②の資料は記載のリンク先にて、③④の資料はJICA図書館webサイト上にて閲覧とする。⑤の資料は南アジア部南アジア第三課（03-5226-8673）にて閲覧可能。

- ① バンダラナイケ国際空港改善事業フェーズ2事業事前評価表（2011年）  
[http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011\\_SL-P104\\_1\\_s.pdf](http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011_SL-P104_1_s.pdf)
- ② 円借款・本邦技術活用条件（STEP）に係る運用ルール（2013年）  
[http://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance\\_co/about/ku57pq00001bs41s-att/rule.pdf](http://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/about/ku57pq00001bs41s-att/rule.pdf)
- ③ コロンボ空港整備計画調査（1982年）
- ④ コロンボ空港改善事業連携実施設計調査（2000年）
- ⑤ バンダラナイケ国際空港拡張計画概念図（2014年）

## 5. 機材の調達

本調査の中で機材の調達を行うことは予定していない。

## 6. その他の留意事項

特になし。

以上